

「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の概要

公正取引委員会
令和4年3月30日

- 公正取引委員会は、令和3年9月、中小事業者等への不当なしわ寄せが生じないように、取引の公正化を一層推進するため、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定。同年11月、現下の経済状況に適切に対応しつつ、取引の公正化をより一層推進する観点から、アクションプランを改定。
- 公正取引委員会は、令和3年12月、公正取引委員会を含む関係省庁において、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」が取りまとめられたことを踏まえ、令和4年3月、新たに「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定。
- 公正取引委員会は、今後も引き続き、関係省庁と緊密に連携を図り、中小事業者等から寄せられる情報も活用し、体制強化を行いつつ、執行強化の取組を進め、独占禁止法・下請法違反行為に対して厳正に対処していく。

①独占禁止法の執行強化

- 1 独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査**
 - ・ 調査対象業種の選定【令和4年3月実施済】
 - ・ 調査開始、立入調査、事業者への文書送付、調査結果の取りまとめ【令和4年内目途】
- 2 大企業とスタートアップとの取引に関する調査**
 - ・ 調査開始、立入調査、事業者への文書送付、調査結果の取りまとめ【令和4年内目途】
- 3 荷主と物流事業者との取引に関する調査**
 - ・ 立入調査、荷主への文書送付、調査結果の取りまとめ【令和4年6月まで】
- 4 労働基準監督機関との連携強化**【令和4年4月から運用開始】
- 5 公正取引委員会の体制強化・独占禁止法の適用の明確化**
 - ・ 優越的地位濫用未然防止対策調査室の新設【令和4年2月実施済】
 - ・ 独占禁止法Q&Aの公表【令和4年2月実施済】

②下請法の執行強化

- 1 買ったたきの解釈の明確化**
 - ・ 下請法運用基準の改正【令和4年1月実施済】
 - ・ 下請法Q&Aの公表【令和4年1月実施済】
 - ・ 不当なしわ寄せに関する下請相談窓口の運用、オンライン相談会の実施【継続実施】
- (不当な下請取引)ゼロゼロ 110番
電話番号 0120-060-110
【受付時間】10:00-17:00
(土日祝日・年末年始を除く。)
- 2 買ったたきに対する取締り強化**
 - ・ 労働基準監督機関との連携強化【令和4年4月から運用開始】
 - ・ 再発防止が不十分な事業者に対する取締役会決議を経た上での改善報告書の提出要請【速やかに運用開始】
 - 3 下請取引の監督強化のための情報システムの構築**【令和4年内に運用開始】
 - 4 ソフトウェア制作業・受託システム開発業の取引適正化に関する実態調査**【令和4年6月目途に調査結果を取りまとめ】
 - 5 不当なしわ寄せ防止に向けた普及啓発活動の拡充・強化**【継続実施】

③価格転嫁円滑化スキーム

- ・ 関係省庁からの情報提供・要請の受付、違反行為情報提供フォームの運用【継続実施】
- ・ 業種別状況等についての報告書の取りまとめ、事業所管省庁との連名による事業者団体に対する法遵守状況の自主点検の要請、重点立入調査（3業種）【令和4年6月までに報告書を取りまとめ、その後、自主点検の要請や重点立入調査を実施】

【改正後の下請法運用基準の概要】

- 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買ったたきに該当するおそれがある。
 - ・ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。
 - ・ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者へ回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。